

危険なブロック塀等の 安全対策へ補助します！

写真 出典：一般財団法人消防防災科学センター

補 助 額

①～③のうち、一番低い額

- ① 撤去工事費 × 1/2
- ② 10万(円/m) × 総延長(m) × 2/3
- ③ 10万円

補 助 の 条 件

- ・国、大阪府又は池田市が管理する道路に面している塀であること。
- ・現在の建築基準法に適合しない塀又は危険な状態であると市が認める塀であること。
- ・地盤面からの高さが80cm以上の塀であること。
- ・原則、上記に適合するブロック塀を全て撤去する工事であること。
- ・所有者の年間所得が1,200万円以下であること。
- ・本市の市税を滞納していないこと。

※補助対象となる塀かどうかは、市職員が現地確認を行い決定します。

問 合 せ 先

池田市 都市整備部 審査指導課
〒563-8666
池田市城南1丁目1番1号 池田市役所6階
TEL: 072-754-6339

(裏面へつづく)

工事を着手する前に補助の手続きが必要です。

補助の手続き

1 市職員による現地確認

市職員が現地で確認します。(特別な事が無い限り立会は求めません)

2 申請

以下の書類を作成していただき、市にご提出ください。

- ・ 交付申請書(様式第1号)
- ・ 納税状況の確認に関する同意書(様式第2号)(区分所有建築物を除く。)
- ・ 申請者の所得がわかる書類(課税証明書など)(区分所有建築物を除く。)
- ・ 付近見取り図
- ・ 補助対象工事の内容が分かる図書(補助対象工事箇所の寸法が記載されたもの)
- ・ 見積書の写し(補助対象経費の明細が分かるもの)
- ・ 補助対象工事箇所の現況写真(全景がわかるもの)
- ・ 区分所有建築物の場合は、ブロック塀等の撤去工事を行うことを決した理事会又は総会議事録の写し

3 交付決定

②の申請を受けて、市職員が補助金の要件に合致するか確認し、合致する場合は交付決定通知書を発行します。

4 工事着手

必ず③の交付決定通知書を受けてから工事に着手してください。

5 完了検査

工事が完了した場合、以下の書類を作成していただき、市にご提出ください。

- ・ 完了検査申請書(様式第10号)
- ・ 契約書又は請求書の写し(補助対象経費の明細が分かるもの)
- ・ 補助対象のブロック塀等が撤去された状態の写真(全景がわかるもの)
- ・ 領収書の写し(補助対象経費の支払いが分かるもの)

6 請求

⑤の申請を受けて、市職員で内容を審査し、額の確定の通知をしますので、それを受理してから池田市既存民間ブロック塀等安全対策補助金請求書(様式第12号)を市にご提出ください。

7 補助金の交付

⑥の請求を受けて、市職員で内容を審査し、補助金を交付します。